

# 掲載記事の要旨

## 【翻訳・解説】

### 【イギリス】英国2006年テロリズム法

英国2006年テロリズム法は、イスラム過激派の影響によりイスラム教徒の若者がテロリズムに走るのを防ぐことを主目的の1つとしているが、そこにはテロリズム賛美の禁止等の規定が盛り込まれていることから、表現の自由を侵害する危険性も指摘されている。この法律の詳細な解説は、『外国の立法』第228号（2006年5月）において「英国2006年テロリズム法—『邪悪な思想』との闘い」として掲載した。本稿では、2006年テロリズム法の全文を翻訳し、紹介する。

### 【イギリス】英国2004年高等教育法の制定

2004年7月に成立したこの法律の主な目的は、高等教育へのアクセスに関する機会均等と財政面の強化ということである。イギリスにおいては、戦後、高等教育の無償開放政策が進められたが、この政策は1980年代に財源不足の問題に直面することとなり、それ以降、高等教育のコストを誰が負担すべきかをめぐる議論が続いている。90年代後半からは受益者負担の考え方が政策に導入されるが、今回の2004年法では、この考え方にもとづいて授業料の自由化がはかられる一方で、格差是正の観点から高等教育の機会拡大施策が盛り込まれた。本稿では、これらの解説と合せて、法律全文の翻訳を掲載する。

### 【フランス】フランスの植民地支配を肯定する法律とその第4条第2項の廃止について

アルジェリア戦争（1954-1962年）はいろいろな意味でフランスに大きな傷跡を残した。フランス政府はその後遺症を消し去るために忘却政策をとったが、1990年代になると「記憶の義務」ということがいわれるようになり、政府によって国の記念事業が進められた。その過程で記憶の対立が現れ、報道メディアはアルジェリア戦争の非人間性や植民地時代の影の部分を頻繁に取り上げるようになった。これに反発した引揚者の一部の団体は、右派の議員に働きかけて、2005年2月にフランスの植民地支配を肯定する法律を成立させた。しかしこの法律が公布されると、歴史学者の間から批判がおこり、11月の移民暴動をきっかけに海外のマルティニク諸島でも抗議の声が高まり、2006年2月にデクレによって問題の第4条第2項が廃止された。

### 【ドイツ】ドイツ連邦議会議員のための行為規範の改正

2004年の年末以後、ドイツでは、連邦議会議員が出身企業等から不透明な副収入を得ていることが次々と報じられ、問題となった。2005年7月、ドイツ連邦議会は、議員法と議員の行為規範を改正することにより、議員の副収入を公開し、届出を行わなかった議員には過料を科することに踏み切った。この改革に大きな役割を果たしたのは、民間団体による活発な運動であったが、その一方で、副収入の公開により、議員の基本法上の権利が侵害されたり、職業公務員出身議員と労働組合出身議員の比率がいっそう増加したりするおそれがあるとの反対意見も存在した。現在、複数の議

員がこの問題について連邦憲法裁判所に提訴中であり、その判決が注目されている。

#### 【イタリア】イタリアの喫煙に関する立法規制の動向

2006年1月に施行から1年を迎えたイタリアの「禁煙法」(2003年1月16日の法律第3号第51条)は、閉鎖的空間での喫煙を原則として禁止するもので、一定の成果を挙げている。この立法は、共和国憲法第32条の「健康を個人の基本的権利及び社会全体の利益として保護する」という健康権の保障規定を法的な基礎としている。また、EUレベルの規制の受容も進み、たばこ製品の広告活動に関する規制を拡大する2004年12月16日の立法命令第300号が制定されている。

#### 【短 信】

#### 【アメリカ】包括的移民制度改革法案の審議―「非合法移民」をどうするか―

2006年に入り、米連邦議会では増え続ける非合法移民に対応するための移民制度改革に関する法案の審議が活発化している。9・11同時多発テロ事件発生以降、テロ対策の観点から出入国管理を強化し、非合法移民を厳しく排除する制度を導入すべきであるという意見が強まっている。その一方、非合法移民に対して一時的な労働者用のビザや永住権等を付与し、彼らを合法化すべきとの意見もあり、両者は激しく対立している。

#### 【イギリス】2006年 ID カード法―国民情報の総合管理

身元情報の偽造によって行われる各種の犯罪を防止し、公共サービスの提供を円滑化する目的で、イギリス政府は英国 ID 制度の導入を決定し、ID カード法を制定した。導入は2008年から開始され、2013年には ID カードの保有が義務づけられる予定である。しかし、制度に関しては、実効性、運用の困難、人権上の問題を指摘する声も少なくない。

#### 【ドイツ】「育児手当」から「親手当」へ―家族政策のパラダイム転換

ドイツではここ数年、少子化が社会問題化するなか、積極的な家族政策が展開されている。このほど、子育て期の家庭に対する所得保障の観点から、現行の定額制の育児手当を廃止し、従前の所得額に比例した額の「親手当」を2007年から導入する「親手当導入法案」が連邦議会に提出された。親手当の導入は、共働き家庭をモデルとする新しい家族政策への転換を象徴する。

#### 【ロシア】「優先的国家プロジェクト」における教育改革

2005年9月に発表された「優先的国家プロジェクト」において、プーチン大統領は保健、住宅、教育、農業経済の4分野を主要な政策課題に据えた。ロシアの教育が抱える問題点としては、教職員の人材難、教育施設の老朽化、教育機会の不平等などが挙げられる。そこで同プロジェクトでは、2006年からの2年間について、教員の報酬引上げや、優秀な教育機関に対する報奨金支給などの措置を定めている。

**【韓国】議員立法の急増と国会改革関連法**

近年、韓国国会では議員立法が急増している。国会議員の積極的な立法活動に対する肯定的な評価がある一方で、サポートスタッフの不足や法律案の質の低下等、指摘される問題点も少なくない。2005年には「働く国会」をスローガンに国会改革関連の改正法案が可決され、議員の兼業の禁止や、不逮捕特権の制限、公職者に対する人事聴聞会の対象範囲拡大を中心とする国会改革が行われた。

**【中国】労働契約法（草案）の公表と意見公募**

中国で、2006年3月20日に、労働契約法（草案）が公表された。労働契約法は、使用者と労働者が明文の労働契約を結び、双方の権利・義務を明確化することを定めており、労働者の権利保護を重視する内容となっている。全国人民代表大会は、この草案の公表後1か月にわたって、同草案に関する意見を公募した。草案に対する社会の関心は強く、この間に19万件余りの意見が寄せられた。

**【ベトナム】信教の自由—「信仰・宗教法令」を中心に—**

2005年8月、ベトナム外務省は『人権報告書』を刊行し、ベトナムにおける人権に関する政策および法整備状況を報告した。同報告書では、信教の自由を保障する法的基盤として、2004年6月に制定された「信仰・宗教法令」を挙げている。一方で、同法令は、2001年2月に発生したプロテスタント教徒を中心とした少数民族暴動への対処の一環として制定された側面があり、国家公認宗教団体に対する政府の管理を明確にするという目的をもつものでもある。